

要支援妊婦の母子保健としての支援体制についての調査報告（概要）

1 はじめに

平成 26 年 5 月に平成 27 年度から始まった「健やか親子 21（第 2 次）」について検討会報告書が公表され、すべての子どもが健やかに育つ社会をめざし、妊娠期からの児童虐待防止対策を重点課題の一つとした。

また、母子保健体系を駆使して妊娠期からの支援活動を行ってきた一方で、「特定妊婦」として支援を行うことの戸惑いや混乱が現場では少なくないことから、母子保健として妊娠中から支援の必要な対象をどのように把握し支援しているか再確認する必要があると考え、取組を実践している事例のインタビュー調査を実施したので報告する。

2 目的

妊娠から出産・子育てと切れ目ない関わりにおける特定妊婦の早期把握及び支援体制を通して改めて母子保健の役割について見直すことを目的とする。

3 調査方法

【調査対象】

川口市、東京都杉並区、横須賀市、横浜市神奈川区

【調査方法】

予め調査票を送付後、対象自治体に訪問し、保健師への聞き取りを実施

4 調査結果

各都市の状況及び調査票のとおり

5 まとめ

保健師の配置状況や児童福祉部門及び母子保健部門の組織体制の違いがあっても、積極的に母子保健として妊娠期から関わる必要と捉え、工夫や試行が取り組まれていることがわかった。

組織体制や保健師の配置状況に違いがあり、一律には言えないが妊婦支援に母子保健が関わる必要と捉え、調査対象の自治体で共通した母子保健の役割として以下の点を改めて見直す必要があると考える。

(1) 妊娠届出書の効果的な活用

届出時に行うアンケートは、届出時の面接相談、その後の継続支援に繋ぐことができる有効なツールである。

(2) 医療機関との連携促進

検討会や連絡会等の定期的な開催、円滑な情報提供のための様式を整備することや、特定妊婦の捉え方や保健分野としての支援体制等について相互理解を深める取組みが重要である。

(3) 要保護児童対策地域協議会への積極的な参加

保健分野が、安全な出産や虐待のない育児環境の整備等、虐待の重症化防止及び未然の予防を担うべきところが多々ある。保健分野では把握しにくい家庭を要保護児童対策地域協議会との連携（医療機関は護児童対策地域協議会に対し、本人同意の有無に関わらず、要支援家庭について情報提供することや通告することが可能である）により把握し、早期からの関わりを意識することが重要である。

(4) 組織的な支援方針の決定

複数の職員による対象者の把握から始まり、地区担当保健師による継続的な支援が必要と判断した場合は組織として協議・判断する場が確立されつつある。

また、その後の支援が途切れないように情報管理（データベース化等）に取り組むなどの工夫が必要である。

なお、特定妊婦の支援については、組織としての把握方法、効果的な支援の時期、確認内容など、その手法や支援内容はまだ十分確立できているとはいえない現状があり、課題として認識する必要がある。

6 おわりに

ご多忙の中、快く本調査にご協力いただきました川口市、東京都杉並区、横須賀市、横浜市神奈川区の皆様には深く感謝申し上げます。

※参考

調査先	特徴的な取組内容
①川口市	健康情報システム（健康かるて）、地区定例検討会・母子保健事例検討会
②東京都杉並区	保健センター保健師による特定妊婦支援の進行管理・妊婦向け相談案内カード、妊娠届出時アンケート・産科医療機関用「要支援妊婦等連絡票」の活用
③横須賀市	チーム会議、親子支援データベース、(妊娠届からの) 医療機関とのネットワーク
④横浜市神奈川区	1 課体制を活用した多職種による交付面接（DVD の活用、交付マニュアル） 所内会議（受理会議等）、要保護児童等進行管理台帳による組織的な判断・継続支援